

告 示

埼玉県告示第六百三十三号

埼玉県議会令和元年十月臨時会において議決された令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第四号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第４号）

令和元年度埼玉県一般会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,953千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,897,275,246千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条 債務負担行為の追加及び変更は、「第２表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 使用料及び手数料		28,996,095	17,973	29,014,068
	2 手数料	10,991,644	17,973	11,009,617
9 国庫支出金		163,007,275	15,302	163,022,577
	1 国庫負担金	105,300,037	15,302	105,315,339
13 繰越金		948,022	10,678	958,700
	1 繰越金	948,022	10,678	958,700
歳入合計		1,897,231,293	43,953	1,897,275,246

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		24,655,210	35,619	24,690,829
	1 農 業 費	8,276,547	1,087	8,277,634
	3 畜 産 業 費	2,153,473	34,532	2,188,005
7 商 工 費		18,946,269	8,334	18,954,603
	1 商 工 業 費	18,662,966	8,334	18,671,300
歳 出 合 計		1,897,231,293	43,953	1,897,275,246

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中小企業者災害緊急融資貸付事業利子補助（令和元年度融資分）	令和2年度から 令和11年度まで	190,000

変 更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
農業近代化資金等利子補助（令和元年度融資分）	令和2年度から 令和22年度まで	105,260	令和2年度から 令和22年度まで	178,928